

(1) - 2 - 2 - b 建築限界

道路構造令において、道路上で車両や歩行者の交通の安全を確保するために、ある一定の高さの範囲内には障害となるような物を置いてはいけないという建築限界を定めている。具体的には、車道側は設計車両の高さ 3.8m に余裕高を加えて 4.5m、歩道側は高さ 2.5m に設定されている。

この建築限界内には、橋脚や橋台はもとより、照明施設、防護さく、信号機、道路標識、並木、電柱等の諸施設を設けることはできないこととなっている。

しかしながら、街路樹の場合、一本一本が異なった形状をしており、必ずしも建築限界内に収まるとは限らない。また、車道と歩道とでは建築限界の高さが異なるため、片枝の街路樹しか認められないことになってしまう。

通常は、剪定整枝が可能なこと、年月が経って成長すればクリアランスがとれるようになることから、植栽時にはある程度妥協している部分がある。

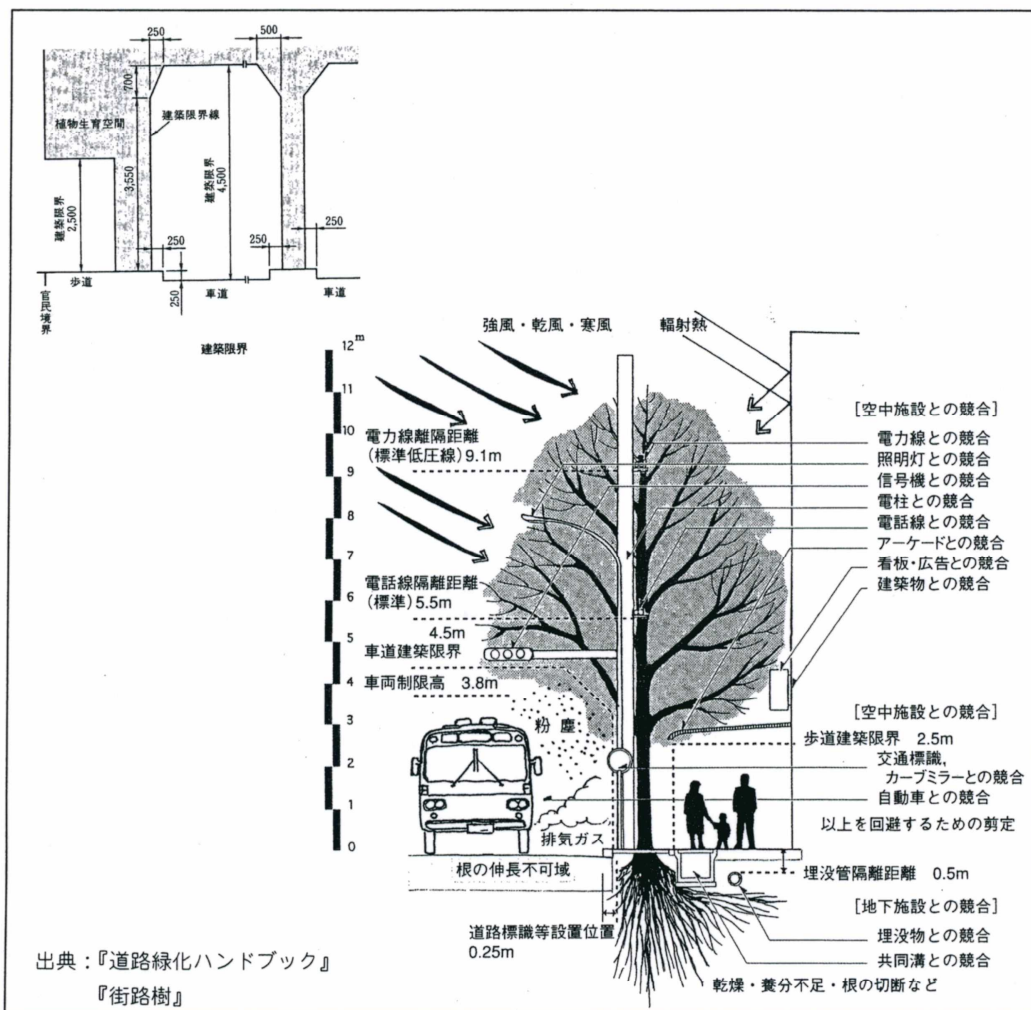


図 街路樹と占用物件、建築限界